

仙台市国民健康保険法等の施行に関する規則の一部を改正する規則を制定し、公布する。

令和八年三月三十日

仙台市長 郡 和 子

仙台市規則第三十一号

仙台市国民健康保険法等の施行に関する規則の一部を改正する規則

仙台市国民健康保険法等の施行に関する規則（昭和三十八年仙台市規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

現 行	改正後																																																			
<p>第八条の二 [略]</p> <p>[新設]</p>	<p>第八条の二 [略]</p> <p><u>（後期高齢者支援金等賦課額等の減額に関する読替え）</u></p> <p>第八条の三 条例第十七条第三項、第十七条の三第五項及び第十七条の四第五項の規定において後期高齢者支援金等賦課額の減額について条例の規定を準用する場合における当該規定に係る読替えは、次の表のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>読み替える条例の規定</th> <th>読み替えられる字句</th> <th>読み替える字句</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">第十七条第一項</td> <td>基礎賦課額</td> <td>後期高齢者支援金等賦課額</td> </tr> <tr> <td>第十一条</td> <td>第十四条の四</td> </tr> <tr> <td>第十四条の二</td> <td>第十四条の七</td> </tr> <tr> <td>第十七条第二項</td> <td>第十四条第二項及び第三項</td> <td>第十四条の六第二項及び第三項</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第十七条の三第一項</td> <td>基礎賦課額</td> <td>後期高齢者支援金等賦課額</td> </tr> <tr> <td>第十四条</td> <td>第十四条の六</td> </tr> <tr> <td>第十七条の三第二項</td> <td>第十四条第三項</td> <td>第十四条の六第三項</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第十七条の三第三項</td> <td>基礎賦課額</td> <td>後期高齢者支援金等賦課額</td> </tr> <tr> <td>第十四条の</td> <td>第十四条の六の</td> </tr> <tr> <td>第十四条第二項</td> <td>第十四条の六第二項</td> </tr> <tr> <td>第十七条の三第四項</td> <td>第十四条第三項</td> <td>第十四条の六第三項</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第十七条の四第一項</td> <td>基礎賦課額</td> <td>後期高齢者支援金等賦課額</td> </tr> <tr> <td>第十一条</td> <td>第十四条の四</td> </tr> <tr> <td>第十四条の二</td> <td>第十四条の七</td> </tr> <tr> <td>第十七条の三第二項</td> <td>第十四条第二項</td> <td>第十四条の六第二項</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第十七条の三第三項</td> <td>基礎賦課額</td> <td>後期高齢者支援金等賦課額</td> </tr> <tr> <td>第十一条</td> <td>第十四条の四</td> </tr> <tr> <td>第十四条の二</td> <td>第十四条の七</td> </tr> <tr> <td>第十七条の三第四項</td> <td>第十四条第二項</td> <td>第十四条の六第二項</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 条例第十七条第三項及び第十七条の四第五項の規定において介護納付金賦課額の減額について条例の規定を準用する場合における当該規定に係る読替えは、次の表のとおりとする。</p>	読み替える条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	第十七条第一項	基礎賦課額	後期高齢者支援金等賦課額	第十一条	第十四条の四	第十四条の二	第十四条の七	第十七条第二項	第十四条第二項及び第三項	第十四条の六第二項及び第三項	第十七条の三第一項	基礎賦課額	後期高齢者支援金等賦課額	第十四条	第十四条の六	第十七条の三第二項	第十四条第三項	第十四条の六第三項	第十七条の三第三項	基礎賦課額	後期高齢者支援金等賦課額	第十四条の	第十四条の六の	第十四条第二項	第十四条の六第二項	第十七条の三第四項	第十四条第三項	第十四条の六第三項	第十七条の四第一項	基礎賦課額	後期高齢者支援金等賦課額	第十一条	第十四条の四	第十四条の二	第十四条の七	第十七条の三第二項	第十四条第二項	第十四条の六第二項	第十七条の三第三項	基礎賦課額	後期高齢者支援金等賦課額	第十一条	第十四条の四	第十四条の二	第十四条の七	第十七条の三第四項	第十四条第二項	第十四条の六第二項
読み替える条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句																																																		
第十七条第一項	基礎賦課額	後期高齢者支援金等賦課額																																																		
	第十一条	第十四条の四																																																		
	第十四条の二	第十四条の七																																																		
第十七条第二項	第十四条第二項及び第三項	第十四条の六第二項及び第三項																																																		
第十七条の三第一項	基礎賦課額	後期高齢者支援金等賦課額																																																		
	第十四条	第十四条の六																																																		
第十七条の三第二項	第十四条第三項	第十四条の六第三項																																																		
第十七条の三第三項	基礎賦課額	後期高齢者支援金等賦課額																																																		
	第十四条の	第十四条の六の																																																		
	第十四条第二項	第十四条の六第二項																																																		
第十七条の三第四項	第十四条第三項	第十四条の六第三項																																																		
第十七条の四第一項	基礎賦課額	後期高齢者支援金等賦課額																																																		
	第十一条	第十四条の四																																																		
	第十四条の二	第十四条の七																																																		
第十七条の三第二項	第十四条第二項	第十四条の六第二項																																																		
第十七条の三第三項	基礎賦課額	後期高齢者支援金等賦課額																																																		
	第十一条	第十四条の四																																																		
	第十四条の二	第十四条の七																																																		
第十七条の三第四項	第十四条第二項	第十四条の六第二項																																																		

読み替える条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第十七条第一項	基礎賦課額	介護納付金賦課額
	第十一条	第十四条の九
	第十四条の二	第十四条の十二
第十七条第二項	第十四条第二項及び第三項	第十四条の十一第二項及び第三項
第十七条の四第一項	出産被保険者をいう。以下	出産被保険者(介護納付金賦課被保険者である者に限る。)をいう。以下この項及び第三項において
	基礎賦課額	介護納付金賦課額
	第十一条	第十四条の九
	第十四条の二	第十四条の十二
第十七条の四第二項	第十四条第二項	第十四条の十一第二項
第十七条の四第三項	基礎賦課額	介護納付金賦課額賦課額
	第十一条	第十四条の九
	第十四条の二	第十四条の十二
第十七条の四第四項	第十四条第二項	第十四条の十一第二項

3 条例第十七条第三項、第十七条の三第五項及び第十七条の四第五項の規定において子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について条例の規定を準用する場合における当該規定に係る読み替えは、次の表のとおりとする。

読み替える条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第十七条第一項	基礎賦課額	子ども・子育て支援納付金賦課額
	第十一条	第十四条の十四
	第十四条の二	第十四条の十七
	とロに掲げる額と	、ロに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の十八歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びハに掲げる額
第十七条第二項	第十四条第二項及び第三項	第十四条の十六第二項及び第三項
第十七条の三第一項	基礎賦課額	子ども・子育て支援納付金賦課額
	第十四条	第十四条の十六

第十七条の三第二項	第十四条第三項	第十四条の十六第三項
第十七条の三第三項	基礎賦課額	子ども・子育て支援納付金賦課額
	第十四条の 第十四条第二項	第十四条の十六の 第十四条の十六第二項
第十七条の三第四項	第十四条第三項	第十四条の十六第三項
第十七条の四第一項	基礎賦課額	子ども・子育て支援納付金賦課額
	第十一条 第十四条の二	第十四条の十四 第十四条の十七
第十七条の三第二項	第十四条第二項	第十四条の十六第二項
第十七条の三第三項	基礎賦課額	子ども・子育て支援納付金賦課額
	第十一条 第十四条の二	第十四条の十四 第十四条の十七
第十七条の三第四項	第十四条第二項	第十四条の十六第二項

(保険料の減免)

第九条 [略]

2 市長は、当該年度の四月一日において十八歳に満たない被保険者（以下この項において「十八歳未満被保険者」という。）の属する世帯の世帯主に課する保険料について、次の各号に掲げる額をそれぞれ減免するものとする。

一 次のイからハまでの額の合算額（条例第十四条の二の規定により当該保険料に係る条例第十一条の基礎賦課額（以下この号において「基礎賦課額」という。）が条例第十四条の二に定める額（以下この号において「基礎賦課限度額」という。）とされる場合にあつては、当該世帯に属する十八歳未満被保険者に係る被保険者均等割（条例第十四条第一項第二号に規定する被保険者均等割をいう。以下この号において同じ。）をその額（条例第十七条第一項若しくは第二項、第十七条の二又は第十七条の三第一項、第二項、**第三項若しくは第四項**の規定の適用を受ける場合には、その適用後の額）から次のイからハまでの額の合算額を減じて得た額として算定される当該保険料に係る基礎賦課額を基礎賦課限度額から減じて得た額）

イ 次の(1) **から(6)まで**に掲げる世帯の区分に応じ、当該(1) **から(6)まで**に定める割合を被保険者均等割に乗じて得た額に当該世帯に属する十八歳未満被保険者（未就学児（条例第十七条の三第一項に規定する未就学児をいう。以下この号及び次号において同じ。）及び出産被保険者（条例第十七条の四第一項に規定する出産被保険者をいう。以下この項において同じ。）を除く。）の数を乗じて得た額

- (1) 条例第十七条第一項第一号の納付義務者に係る世帯 十分の三
- (2) **条例第十七条第一項第二号の納付義務者に係る世帯**

(保険料の減免)

第九条 [略]

2 市長は、当該年度の四月一日において十八歳に満たない被保険者（以下この項において「十八歳未満被保険者」という。）の属する世帯の世帯主に課する保険料について、次の各号に掲げる額をそれぞれ減免するものとする。

一 次のイからハまでの額の合算額（条例第十四条の二の規定により当該保険料に係る条例第十一条の基礎賦課額（以下この号において「基礎賦課額」という。）が条例第十四条の二に定める額（以下この号において「基礎賦課限度額」という。）とされる場合にあつては、当該世帯に属する十八歳未満被保険者に係る被保険者均等割（条例第十四条第一項第二号に規定する被保険者均等割をいう。以下この号において同じ。）をその額（条例第十七条第一項若しくは第二項、第十七条の二又は第十七条の三第一項、第二項、**第四項若しくは第五項**の規定の適用を受ける場合には、その適用後の額）から次のイからハまでの額の合算額を減じて得た額として算定される当該保険料に係る基礎賦課額を基礎賦課限度額から減じて得た額）

イ 次の(1) **及び(2)**に掲げる世帯の区分に応じ、当該(1) **及び(2)**に定める割合を被保険者均等割に乗じて得た額に当該世帯に属する十八歳未満被保険者（未就学児（条例第十七条の三第一項に規定する未就学児をいう。以下この号及び次号において同じ。）及び出産被保険者（条例第十七条の四第一項に規定する出産被保険者をいう。以下この項において同じ。）を除く。）の数を乗じて得た額

- (1) 条例第十七条第一項第一号の納付義務者に係る世帯 十分の三
- (2) **(1)に掲げる世帯以外の世帯** 十分の五

〔新設〕

ロ イの(1)及び(2)に掲げる世帯の区分に応じ、当該(1)及び(2)に定める割合を条例第十七条の四第一項第二号又は同条第五項第二号の規定により算定した額に乗じて得た額に、当該世帯に属する十八歳未満被保険者（出産被保険者に限る。）の数を乗じて得た額

ハ 〔略〕

二 次のイからハまでの額の合算額（条例第十四条の七の規定により当該保険料に係る条例第十四条の四の後期高齢者支援金等賦課額（以下この号において「後期高齢者支援金等賦課額」という。）が条例第十四条の七に定める額（以下この号において「後期高齢者支援金等賦課限度額」という。）とされる場合にあっては、当該世帯に属する十八歳未満被保険者に係る被保険者均等割（条例第十四条の六第一項第二号に規定する被保険者均等割をいう。以下この号において同じ。）をその額（条例第十七条第三項において読み替えて準用する同条第一項若しくは第二項、条例第十七条の二、**条例第十七条の三第三項において読み替えて準用する同条第一項若しくは第二項又は同条第六項において読み替えて準用する同条第四項若しくは第五項**の規定の適用を受ける場合には、その適用後の額）から次のイからハまでの額の合算額を減じて得た額として算定される当該保険料に係る後期高齢者支援金等賦課額を後期高齢者支援金等賦課限度額から減じて得た額）

イ 次の(1) 及び(2)に掲げる世帯の区分に応じ、当該(1) 及び(2)に定める割合を被保険者均等割に乗じて得た額に当該世帯に属する十八歳未満被保険者（未就学児及び出産被保険者を除く。）の数を乗じて得た額

- (1) 条例第十七条第一項第一号の納付義務者に係る世帯
十分の三
- (2) (1)に掲げる世帯以外の世帯 十分の五

〔新設〕

十分の五

(3) 条例第十七条第一項第三号の納付義務者に係る世帯（(4)に掲げる世帯を除く。） 十分の八

(4) 条例第十七条第一項第三号の納付義務者に係る世帯であって別表第一条例第二十条第一項第三号に該当する場合の項第五項の規定による減免を受けている者を含むもの 十分の六

(5) (1)から(4)までに掲げる世帯以外の世帯であって別表第一条例第二十条第一項第三号に該当する場合の項第四項の規定による減免を受けている者を含むもの 十分の八

(6) (1)から(5)までに掲げる世帯以外の世帯 十分の十

ロ 当該世帯に属する出産被保険者に係る被保険者均等割に十二分の一を乗じて得た額に当該年度において当該出産被保険者が当該世帯に属する月数（産前産後期間を除く。）を乗じ、これにイの(1)から(6)までに掲げる世帯の区分に応じ当該(1)から(6)までに定める割合を乗じて得た額に、当該世帯に属する十八歳未満被保険者（出産被保険者に限る。）の数を乗じて得た額

ハ 〔略〕

二 次のイからハまでの額の合算額（条例第十四条の七の規定により当該保険料に係る条例第十四条の四の後期高齢者支援金等賦課額（以下この号において「後期高齢者支援金等賦課額」という。）が条例第十四条の七に定める額（以下この号において「後期高齢者支援金等賦課限度額」という。）とされる場合にあっては、当該世帯に属する十八歳未満被保険者に係る被保険者均等割（条例第十四条の六第一項第二号に規定する被保険者均等割をいう。以下この号において同じ。）をその額（条例第十七条第三項において準用し、及び同条第四項において読み替えて準用する同条第一項若しくは第二項、条例第十七条の二又は**条例第十七条の三第五項**において準用する同条第一項から第四項までの規定の適用を受ける場合には、その適用後の額）から次のイからハまでの額の合算額を減じて得た額として算定される当該保険料に係る後期高齢者支援金等賦課額を後期高齢者支援金等賦課限度額から減じて得た額）

イ 次の(1) から(6)までに掲げる世帯の区分に応じ、当該(1) から(6)までに定める割合を被保険者均等割に乗じて得た額に当該世帯に属する十八歳未満被保険者（未就学児及び出産被保険者を除く。）の数を乗じて得た額

- (1) 条例第十七条第一項第一号の納付義務者に係る世帯
十分の三
- (2) 条例第十七条第一項第二号の納付義務者に係る世帯
十分の五

(3) 条例第十七条第一項第三号の納付義務者に係る世帯（(4)に掲げる世帯を除く。） 十分の八

(4) 条例第十七条第一項第三号の納付義務者に係る世帯であって別表第一条例第二十条第一項第三号に該当する場合の項第五項の規定による減免を受けている者を含むもの 十分の六

(5) (1)から(4)までに掲げる世帯以外の世帯であって別表第一条例第二十条第一項第三号に該当する場合の項第四項の規定による減免を受けている者を含むもの

ロ イの(1)及び(2)に掲げる世帯の区分に応じ、当該(1)及び(2)に定める割合を条例第十七条の四第三項の規定により読み替えて準用する同条第一項第二号又は同条第七項の規定により読み替えて準用する同条第五項第二号の規定により算定した額に乗じて得た額に、当該世帯に属する十八歳未満被保険者（出産被保険者に限る。）の数を乗じて得た額

ハ [略]

別表第一（第九条関係）

区分	減免の範囲	減免の割合	摘要
[略]	[略]	[略]	[略]
条例第二十 一条第一 項第三号 に該当 する場 合	[略] [一～十八 略] [略] 世帯に旧被扶養者（次のいずれにも該当する被保険者をいう。以下この表において同じ。）が属する者 イ 被保険者の資格を取得した日（以下この表において「資格取得日」という。）において、六十五歳以上であること ロ 資格取得日の前日において、次のいずれかに該当する者（資 格取得日において、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）の規定による被保険者となった者に限る。）の被扶養者であったこと (1) 健康保険法（大正十一年法律第七十号）の規定による被保険者（同法第三条第二項の日雇特例被保険者を除く。） (2) 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の規定による被保険者 (3) 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百十八号）又は地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）に基づく共済組合の組合員 (4) 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の規定による私立学校教職員共済制度の加入者 (5) 健康保険法第二百二十六条の規定により日雇特例被保険者手帳の交付を受け、その手帳に健康保険印紙をはり	[略] [略] [略] 旧被扶養者に係る所得割額 の全額 資格部、旧被扶養者に係る被保険者均等割額 の十分の五 (条例第十七条第一項第三号(同条第三項又は第四項)において準用する場合を含む。)七条第一項第一号又は第二号(同条第三項又は第四項)において準用する場合を含む。)の規定による場合における被保険者均等割額及び世帯	[略] [略] 第二項は、当該事由の生じた日の属する月から当該事由の消滅した日の属する月までの間に係る当該被保険者に係る月割の保険料額について適用する。 (条例第十七条第一項第三号(同条第三項又は第四項)において準用する場合を含む。)七条第一項第一号又は第二号(同条第三項又は第四項)において準用する場合を含む。)の規定による場合における被保険者均等割額及び世帯

十分の八

(6) (1)から(5)までに掲げる世帯以外の世帯 十分の十

ロ 当該世帯に属する出産被保険者に係る被保険者均等割に十二分の一を乗じて得た額に当該年度において当該出産被保険者が当該世帯に属する月数（産前産後期間を除く。）を乗じ、これにイの(1)から(6)までに掲げる世帯の区分に応じ当該(1)から(6)までに定める割合を乗じて得た額に、当該世帯に属する十八歳未満被保険者（出産被保険者に限る。）の数を乗じて得た額

ハ [略]

別表第一（第九条関係）

区分	減免の範囲	減免の割合	摘要
[略]	[略]	[略]	[略]
条例第二十 一条第一 項第三号 に該当 する場 合	[略] [一～十八 略] [略] 世帯に旧被扶養者（次のいずれにも該当する被保険者をいう。以下この表において同じ。）が属する者 イ 被保険者の資格を取得した日（以下この表において「資格取得日」という。）において、六十五歳以上であること ロ 資格取得日の前日において、次のいずれかに該当する者（資 格取得日において、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）の規定による被保険者となった者に限る。）の被扶養者であったこと (1) 健康保険法（大正十一年法律第七十号）の規定による被保険者（同法第三条第二項の日雇特例被保険者を除く。） (2) 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の規定による被保険者 (3) 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百十八号）又は地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）に基づく共済組合の組合員 (4) 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の規定による私立学校教職員共済制度の加入者 (5) 健康保険法第二百二十六条の規定により日雇特例被保険者手帳の交付を受け、その手帳に健康保険印紙をはり	[略] [略] [略] 旧被扶養者に係る所得割額 の全額 資格部、旧被扶養者に係る被保険者均等割額 の十分の五 (条例第十七条第一項第三号(同条第三項又は第四項)において準用する場合を含む。)七条第一項第一号又は第二号(同条第三項又は第四項)において準用する場合を含む。)の規定による場合における被保険者均等割額及び世帯	[略] [略] 第二項は、当該事由の生じた日の属する月から当該事由の消滅した日の属する月までの間に係る当該被保険者に係る月割の保険料額について適用する。 (条例第十七条第一項第三号(同条第三項又は第四項)において準用する場合を含む。)七条第一項第一号又は第二号(同条第三項又は第四項)において準用する場合を含む。)の規定による場合における被保険者均等割額及び世帯

<p>付けるべき余白がなくなるに至るまでの間にある者(同法第三条第二項ただし書の規定による承認を受けて同項の規定による日雇特例被保険者とならない期間内にある者及び同法第二百二十六条第三項の規定により当該日雇特例被保険者手帳を返納した者を除く。)</p>	<p>規定に別平等割額による軽減並びに条例第十四条第一項第三号のロの規定の三)及適用を受けび世帯別平等割額を(世帯除く。)及び員全員同月の翌月が旧被以後に係る扶養者当該旧被扶である養者に係る場合に月割の所得限る。)割額についての十分の五(二割軽減規定の適用を受ける場合(条例第十四条第一項第三号ハの規定(以下「特定継続世帯軽減規定」という。)の適用を受ける場合を除く。)にあつては二割軽減規定による軽減前の額の十分の三、特定継続世帯軽減規定の適用を受ける場合</p>	<p>付けるべき余白がなくなるに至るまでの間にある者(同法第三条第二項ただし書の規定による承認を受けて同項の規定による日雇特例被保険者とならない期間内にある者及び同法第二百二十六条第三項の規定により当該日雇特例被保険者手帳を返納した者を除く。)</p>	<p>(以下合における「二割被保険者均等割額、十八歳以上被保険者均等割額」という。)の適用を受け別平等割額並びに条例第十四条第一項第三号のロの規定の適用を受ける場合における軽減前の十平等割額を(世帯除く。)及び員全員同月の翌月が旧被以後に係る扶養者当該旧被扶である養者に係る場合に月割の所得限る。)割額についての十分の五(二割軽減規定の適用を受ける場合(条例第十四条第一項第三号ハの規定(以下「特定継続世帯軽減規定」という。)の適用を受ける場合を除く。)にあつては二割軽減規定に</p>
--	---	--	---

		(二割 軽減規 定の適 用を受 ける場 合を除 く。)に あつて は特定 継続世 帯軽減 規定に よる軽 減前の 額の四 分の一 、特定 継続世 帯軽減 規定の 適用を 受ける 場合(二 割軽減 規定の 適用を 受ける 場合に 限る。)に あつて は特定 継続世 帯軽減 規定及 び二割 軽減規 定によ る軽減 前の額 の十分 の一)			よる軽 減前の 額の十 分の三 、特定 継続世 帯軽減 規定の 適用を 受ける 場合(二 割軽減 規定の 適用を 受ける 場合を除 く。)に あつて は特定 継続世 帯軽減 規定に よる軽 減前の 額の四 分の一 、特定 継続世 帯軽減 規定の 適用を 受ける 場合(二 割軽減 規定の 適用を 受ける 場合に 限る。)に あつて は特定 継続世 帯軽減 規定及 び二割 軽減規 定によ る軽減 前の額 の十分 の一)		
4	[略]	[略]	第四項及び	4	[略]	[略]	第四項及び
5	前項に規定する総所得金額及び	十分の	第五項は、令	5	前項に規定する総所得金額及び	十分の	第五項は、令

<p>山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第三百十四条の二第二項第一号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が二以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加算した金額）に、<u>政令第二十九条の七第五項第三号ハ</u>の規定において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に乘じることとされる金額に賦課期日現在における当該合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る者であって前項に該当する者以外の者（条例第十四条第一項第三号ロ若しくはハ若しくは第十七条第一項第一号若しくは第二号の規定の適用を受ける者又は第三項の規定による保険料の減免を受けている者を除く。）</p> <p>6 [略]</p>	<p>二 和三年度分以降の保険料の<u>被保険者均等割額</u>及び世帯別平等割額について適用する。</p> <p>[略]</p>	<p>山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第三百十四条の二第二項第一号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が二以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加算した金額）に、<u>政令第二十九条の七第六項第三号ハ</u>の規定において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に乘じることとされる金額に賦課期日現在における当該合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る者であって前項に該当する者以外の者（条例第十四条第一項第三号ロ若しくはハ若しくは第十七条第一項第一号若しくは第二号の規定の適用を受ける者又は第三項の規定による保険料の減免を受けている者を除く。）</p> <p>6 [略]</p>	<p>二 和三年度分以降の保険料の<u>被保険者均等割額</u>、<u>十八歳以上被保険者均等割額</u>及び世帯別平等割額について適用する。</p> <p>[略]</p>
---	---	---	--

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の仙台市国民健康保険法等の施行に関する規則の規定は、令和八年度分の保険料から適用し、令和七年度分までの保険料については、なお従前の例による。

(健康福祉局保険高齢部保険年金課)